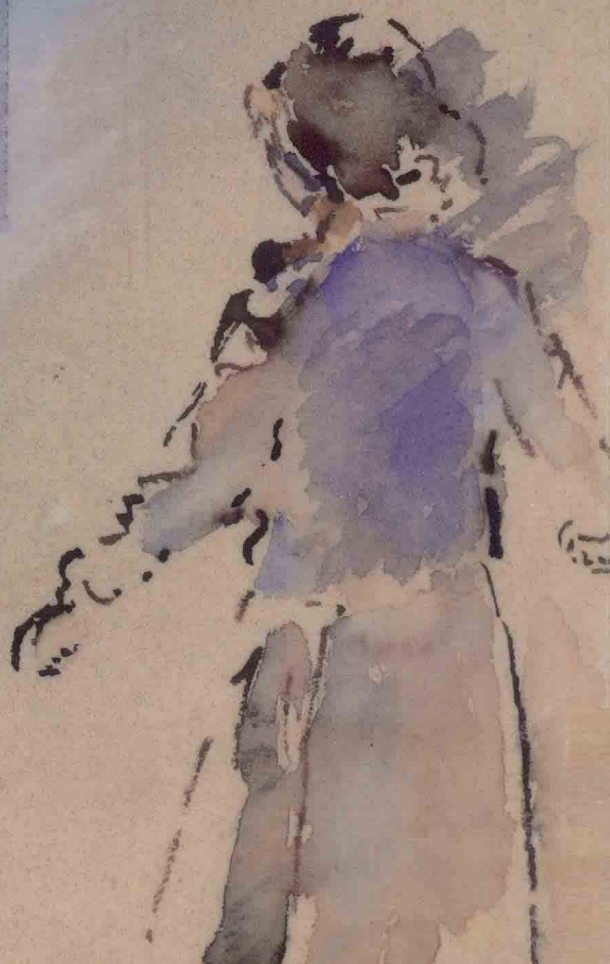


尊属殺人罪が 消えた日

谷口優子



尊属殺人罪が 消えた日

谷口優子

著者略歴

谷口優子 (たにぐち ゆうこ)

昭和21年1月生まれ

昭和43年3月明治大学法学部卒業

弁護士、桜美林短期大学講師

〈著書〉『蒼茫の獅子——検事総長・伊藤栄樹』(昭和61年、立花書房)、『はたらく女性の悩み110番』(共著、昭和60年、学習の友社)、『現代法学入門』(共著、昭和61年、圭文社)

尊属殺人罪が消えた日

1987年11月6日 初版第1刷発行

1988年1月20日 初版第3刷発行

著者 谷口優子

発行者 関根栄郷

発行所 筑摩書房

東京都千代田区神田小川町2丁目8番地

郵便番号 101-91 振替口座 東京 6-4123

電話 291-7651(営業) 294-6711(編集)

© Y. Taniguchi Printed in Japan 星野精版・積信堂

ISBN4-480-85408-8 C0032

乱丁・落丁本の場合は、御面倒ですが、小社読者係宛に
御送付下さい。送料小社負担にてお取替えいたします。

尊属殺人罪が消えた日*目次

序章	3
一章 父親殺し勃発	11
弁護士・大貫大八	11
事件発生	13
二章 父親に犯される	17
綾子、犯される	17
繰り返される相姦	19
三章 母親語る	23
大八、話を聞く	23
母親、真相を知る	25
生い立ち	31
再び母娘同居	34
連れ戻される	39
四章 綾子、これまでを語る	43

取り調べ室 43

家出 49

再び、連れ戻される 52

出産 58

市営住宅 62

大八の憂鬱 65

母親の接見 68

大八、刑事部長を訪ねる 70

就職 72

ひろがる世界 80

社員旅行 85

残業 90

芽生え始めたもの 101

五章

小さな命

..... 109

妊娠中絶 109

不妊手術 117

職場の疑惑

121

初めての恋

125

第六章 確執

煩悶

133

打ち明け話

136

第七章 起訴

起訴

141

起訴検事

144

第八章 第一審判決

争点

149

起訴状

154

しがらみ

160

憎悪

168

最後の電話

171

149

141

133

殺意 179

大八の疑問 189

最終弁論 194

判決 198

九章 第二審判決 203

検察側、控訴 203

有罪 206

十章 最高裁判決 211

大八の遺志 211

口頭弁論 214

憲法違反判決 217

終章 223

あとがき 235

尊属殺人罪が消えた日

序 章

午後の太陽は、早春の海に、にぶい光を落としていた。横浜港に突き出した大栈橋の手摺りにもたれかかったまま私は、その海原をじっと見つめていた。傍目には日向で、のんびり憩っているように見えたであろう。が、薄いコートを羽織った私の身体には、まだ緊張感が残っている。頬がいつになく火照っているのが分かった。

十年以上も弁護士業務にたずさわっているのに、なぜこんな惨めな法廷にしまったのだらう……。

海面には、つい今しがた終ったばかりの法廷シーンが、鮮やかなショットとなって浮かび上がってくる。そのたびに込み上げてくるのは、その法廷での屈辱感だった。

「あなたは、秋間利也という人を知っていますか」

相手方についた弁護士の村野は、私の依頼者である木村悦子に、威圧するような口調で詰問した。事件は、悦子の方から、夫の不貞を理由に起こした離婚の訴えである。

村野の口から出た秋間という名前に、私は自分の耳を疑った。まさか自分の知らない男の名が、

法廷の場で突然、明らかにされようとは。

「知っております。いえ、その方は私の単なる知人にすぎません」

そう答えながらも、内心の動揺を見透かされてしまったかのようには悦子は、たじろいでいる。

村野弁護士は、悦子のそのような反応も初めから計算に入れている様子だ。案の定、執拗な攻撃が始まった。

「知人かどうか、問うているではありません」

村野は大声で悦子にたたみかけた。四十を半ば回ったくらいの年恰好だろうか。村野は自分の尋問が的を射たことに勢いを得て、その態度も視線も威圧的となっている。法廷は水を打ったように静まり返った。質問は続く。

「これは△△興信所の調査結果報告書です。御覧になりますか。これによりますと、あなたは御主人が別居する以前から、つまり夫婦として暮しているところから、秋間とは肉体関係があったというじゃありませんか。ここに、その事実を目撃した人の証言が引用されています」

村野は興信所の調査報告書を開いたり閉じたりして、大げさなジェスチャーをしてみせた。明らかに裁判長を意識した演技だ。

「それに、あなたは家を出る時に合計一千万円近くの預金通帳などを持ち出しているじゃないですか」

「……それは子どもの養育のためです。私は自分のために使ってはおりません」

悦子は、かろうじて反論している。事実はそのとおりだろう。が、悦子の立場は決定的に不利

に傾き始めている。その証拠に裁判長の表情も、心なしか悦子を非難する色に変わってきたようだ。村野は、堅い表情の私をいちべつした。その目は「これであなたの方の離婚訴訟は成立ちませんよ」と言いたげだった。

できる限りの無表情を装ってはいたものの、私は、すぐにも悦子を連れて法廷から消えてしまいたい心境だった。悦子はうなだれて、じっと足元を見つめている。答を探しているらしい。悦子は今まで、私に秋間のことを全く語ってはいない。そのため村野の反対尋問を予想した事前の打ち合わせは何もしていなかった。打つ手はなかった。悦子の細っそりとした姿態と、憂いを秘めたような横顔は、いっそう苦しそうに震えていた。

傍聴席で悦子の証言を聞いていた夫は、足組みをして、口許には薄笑いさえ浮かべている。法廷は息苦しくなってきた。その間わずか数分のことだったろうか。しかし私には、自分自身が反対尋問を受けているように胸苦しく、長い時間に思われた。

と、悦子は、いきなり裁判長の方を見上げた。悦子は覚悟を決めたような眼差しで、おもむろに口を開いた。

「私は、秋間さんの胸にぬくもりを感じています。やっと『人を愛する』ということの意味がわかりかけてきました。今の夫とは二十二歳の時結婚しました。その時は結婚したいと思う最高の相手でした。相手の強引さを、頼もしいと思ひ誤り、ちょっとした優しさを見て、それは相手の持つ人間としての思いやりだと思ひ込んで、それを『恋愛』だと錯覚していました。夫婦生活も十年くらい過ぎたころでしょうか。結婚直後から感じ出した夫との間のぼんやりとした違和感の

実体が、はっきりとした輪郭で私に分かってきたのです。それは、夫にとって大切なのは自分だけであり、私はその大切さを助けるだけの存在だったのです。私は夫婦でありながら、孤独でした」

悦子は一気に話し終えた。自分で口にしてみた「孤独」という言葉の意味は、男である裁判官には理解してもらえないだろう……。そんな無力感が、悦子の表情に漂っていた。そう思うまに、悦子の目から大粒の涙が、あふれ出た。

横浜地方裁判所からこの大栈橋まで、歩いてみてもわずか五分ほどの距離である。悦子と別れたその足でこの大栈橋にやってきたのだが、それからもう三十分以上が過ぎていた。

法廷での悦子の面影も、ようやく海面から消えようとしていた。平静さが戻ってくると、今度は新たな疑問が湧いてきた。悦子は、なぜ私に秋間のことを語らなかったのだろうか。小手先だけで離婚訴訟に勝てると思っていたのだろうか。私は悦子との面談の様子を頭の中で再現してみた。

いや、悦子は私を欺こうとしたのではない。夫の浮気も、金使いの荒さも事実だったし、妻に對する思いやりも、とっくに失せていた。悦子は妻という一字の重さに耐えて生きていた。

悦子は、日常生活の中で、やり切れない思いをいつもひきずっていた。秋間に出会ったのはそんな時だった。悦子は秋間を通して、初めて、多くの人間がそれぞれの個性を持って自由に生きていることを学んだ。悦子は夫の影となって生きるのではなく、秋間のように、自分の足で生き

てみたいと思うようになっていた。夫を人間的に信頼できなくなっている現在、ただ妻という名前だけで結びついている生活を何らかの形で断ち切りたいという思いが、次第に悦子の心を支配するようになってきた。

悦子は、「子どもさえ引き取れば、他は何もいらなから離婚したい」と私の所に相談にやってきた。その時でも、夫の不行状は話していたが、夫の人間性そのものを非難するような言い方はしなかった。一千万円勝手に持ち出していることの後ろめたさからではなく、むしろ悦子自身、そこまで夫を突き放すようなことはしなかったのだろう。

どのような理由があったにせよ、自分が過去に選んだ相手を、今さら「私はあの人の人間性まで見抜けませんでした」などと言いたくはなかったのだ。それを話すことは自分自身をも否定することになるだろうし、心が夫のもとを離れた今、二人の男性を人前で並べ立てたくはなかったのだ。それが悦子なりのプライドであり、また夫に対する思いやりなのだろう。そうであるからこそ、村野にぎりぎりの状態に追い込まれた時に悦子は、やり切れない夫婦の溝を、『孤独』という言葉で表現しようとしたのだ。

私の経験によれば、このような時には、妻は自分の情事の相手を語る以前に、いかに夫が妻を傷つけていたかを法廷で繰り返し述べ、自分の立場を正当化しようとするものである。「秋間さんの胸にぬくもりを感じています」という開き直りとも受け取れる法廷での悦子の言葉には、いさぎよさがあった。だが、私の耳にはそれは、追い詰められた女の悲痛な声として響いた。裁判では、そのような訴え方は、通用しないのだ。

悦子が法廷で流した涙は、敗訴するかもしれない瀬戸際に立たされながらも、自分の納得のいく生き方を貫きたいという、それまでの自分に対する訣別の涙だったのではないか。

そこまで考えが及んだ時、私はふと弁護士としての自分自身に頼りなさを覚えた。私がこれまで見ていたはずの依頼者の人生は、うわべだけだったのではないだろうか。私が触れたと思いついてきたのは実は、弁護士である私自身が無意識のうちに法律の枠にはめ込んできた括弧つきの人生だったのではなかったか。

依頼者から事実を聞いている時でも、どうやら私は自分の頭の中で事件の筋立てをしながらか、法律的な見通しに沿う部分だけを選び取って、依頼者が語る一つ一つの語句の背後に隠されている人間の業を探り当てようとはしていなかったようだ。

多くの依頼者に会うことによって、人間そのものに出会ったつもりになっていたが、どろどろとした人間生活の現実を、あるがままに受け止めてはこなかったのかもしれない。

敗訴を覚悟で「秋間さんの胸にぬくもりを感じています」と言い切った悦子の、主体的に生きようとする意志は、すでに弁護士の私の手を離れ、法廷という場を超えて展開しはじめていたのではないか。

私は以前判例集で読んだ、ある事件を思い起こしていた。その事件は、当時、新婚間もなかった私に、おぞましく、やり切れない印象を残していた。父に犯されて子どもまで産んだ娘が、その生活を清算するために実の父の命を奪ったという、親娘相姦殺人事件である。

その事件は後に最高裁判所が憲法判断に及ぶほどの司法上の大事件に発展した。つまり刑法二〇〇条に規定された尊属殺人罪の重罰規定が憲法違反であるとして、最高裁が実質的にその無効を宣言したものであり、それは、あらゆる刑法の法律書に記載されている有名な判決である。しかしその判決の著名さにもかかわらず、事件そのものは「陰惨」な三面記事の殺人として忘れ去られてしまっている。

その娘は法律的に見るならば、「親殺し者」であり、「法と秩序」を重んじる倫理社会からは排斥すべき立場の人間である。だが、それだけの事実であれば、最高裁判所を動かすほどの大事件に発展することはなかったはずである。父親との夫婦生活を強要され続けた娘を、ついに「親殺し者」に追い詰めたものは何だったのだろうか。

悦子についても表面上は「不貞」という社会的非難を受ける事件である。現に悦子は敗訴の色濃く、「父親を殺した」娘は高等裁判所では実刑判決を受けた。しかし私は「生きる証」を求めて立ち上がるうとしてきた悦子に対して、法が与えようとしている裁断の厳しさに何かしら割り切れないものを覚えていた。

私は法律という枠を外して素顔の事実と向き合いたいという思いに、強く捉えられていた。もしかすると、その尊属殺人の事件に分け入ることによって、悦子に対して感じた疑問も解けるのではないか。そんな思いが、複雑極まりない人生の暗部に奥深くつながるその事件を記憶の底からたぐり寄せたのかも知れない。かつて私に、暗い淵に突き落とされたようなおぞましさを残したあの事件の中に、もう一度深く下りてみよう。私は、芽吹き準備をしている街路樹の下を、事